

石巻市建設工事及び建設工事に係る調査、設計及び測量の業務の入札における 調査基準価格及び最低制限価格の設定基準について

1 建設工事の調査基準価格及び最低制限価格

○施行期日 平成31年（令和元年）5月1日

1 建設工事

A（調査基準価格及び最低制限価格）

$$= \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

（ただし、 $A \geq \text{予定価格} \times 7.5 / 10$ ）

2 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務の最低制限価格

○適用期日 平成31年（令和元年）5月1日

2 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務

建設工事に係る調査、設計及び測量の業務は、業種区分した中で、次のとおり設定する。

①測量業務に係る契約について

$$A \text{（最低制限価格）} = \boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4}$$

（ただし、 $\text{予定価格} \times 8.2 / 10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 6 / 10$ ）

②建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約について

$$A \text{（最低制限価格）} = 1 + 2 + 3 + 4$$

（ただし、 $\text{予定価格} \times 8 / 10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 6 / 10$ ）

③地質調査業務に係る契約について

$$A \text{（最低制限価格）} = \boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4}$$

（ただし、 $\text{予定価格} \times 8.5 / 10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 2 / 3$ ）

※業種区分及び $\boxed{1}$ $\boxed{2}$ $\boxed{3}$ $\boxed{4}$ については、下記表を参照。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

○石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）